

官民連携の強化のための分科会について

平成 23 年 10 月 14 日

情報セキュリティ対策推進会議決定

1. 情報セキュリティ対策推進会議（以下「推進会議」という。）に、推進会議幹事会の関係省庁構成員等からなる「官民連携の強化のための分科会」（以下「官民連携分科会」という。）を置く。
2. 官民連携分科会は、重要な情報を扱う企業等における情報セキュリティ上の脅威が高まってきていることを踏まえ、普及啓発・人材育成専門委員会と連携して企業等における情報セキュリティ対策を強化するため、以下の検討を行う。
 - (i) 政府としてとるべき方策、特に政府調達などに際して調達先企業に求める情報セキュリティ要件
 - (ii) 政府と企業等との連絡・連携のあり方
 - (iii) 産業界の取り組みに対する政府の協力、情報提供のあり方
 - (iv) 企業等におけるセキュリティ文化の啓発、セキュリティ企業体質の涵養等
3. 検討結果については、推進会議等に報告する。

なお、重要インフラ部門については、すでに重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画等により対策を推進していることから、この取組を参考として官民連携分科会における検討の内容を充実させるものとする。
4. 官民連携分科会の構成は、次のとおりとする。

分科会長	内閣審議官（情報セキュリティセンター 副センター長）
構成員	危機管理審議官
	内閣参事官（情報セキュリティセンター 基本戦略立案担当）
	内閣参事官（情報セキュリティセンター 情報統括担当）
	内閣参事官（情報セキュリティセンター 政府機関総合対策促進担当）
	内閣参事官（情報セキュリティセンター 事案対処調整担当）
	警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長
	警察庁警備局警備企画課長
	警察庁情報通信局情報管理課長
	総務省大臣官房企画課長
	総務省情報流通行政局情報セキュリティ対策室長

経済産業省大臣官房情報システム厚生課長
経済産業省商務情報政策局情報経済課情報セキュリティ政策室長
防衛省運用企画局情報通信・研究課情報保証室長
防衛省経理装備局装備政策課開発・調達企画室長

5. 分科会長は、必要に応じて構成員以外の者を参加させることができる。
6. 官民連携分科会の庶務は、内閣官房情報セキュリティセンターにおいて処理する。
7. 官民連携分科会の内容は原則として非公開とし、適宜、推進会議等に報告を行う。
8. 前各項に掲げるもののほか、官民連携分科会の運営に関する事項その他必要な事項は、分科会長が定める。